

## ○長崎県産業廃棄物税条例

平成16年6月25日  
長崎県条例第44号

長崎県産業廃棄物税条例をここに公布する。

## 長崎県産業廃棄物税条例

## (目的)

第1条 県は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第6項の規定に基づき、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

## (用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下この条において「廃棄物処理法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- (2) 中間処理 産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途における産業廃棄物の処分をいう。
- (3) 中間処理業者 廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による許可(第14条の2第1項又は第14条の5第1項)の規定による許可を含む。第6号において同じ。)を受けて中間処理を業として行う者及び同法第11条第2項の規定により産業廃棄物の中間処理をその事務として行う県内の市町村をいう。
- (4) 焼却処理 産業廃棄物を直接燃やす処理及び熱分解によりガス化させ、その発生ガスを燃やす処理をいう。
- (5) 焼却施設 中間処理業者が焼却処理を行う施設及び中間処理業者以外の者が廃棄物処理法第15条第1項の規定による許可を受けて設置する焼却処理を行う施設をいう。
- (6) 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の規定による許可を受けて産業廃棄物の最終処分を業として行う者及び同法第11条第2項の規定により産業廃棄物の最終処分をその事務として行う県内の市町村をいう。
- (7) 最終処分場 最終処分業者が産業廃棄物の埋立処分を行う施設及び最終処分業者以外の者が廃棄物処理法第15条第1項の規定による許可を受けて設置する産業廃棄物の埋立処分を行う施設をいう。

## (課税地)

第3条 産業廃棄物税の課税地は、焼却施設及び最終処分場の所在地とする。

## (納税義務者等)

第4条 産業廃棄物税は、次の各号に掲げる区分に応じ、事業者(中間処理業者を含む。以下この条において同じ。)がその排出する産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を行う場合、当該各号に定めるその産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。

- (1) 中間処理業者に委託して焼却処理を行う場合 焚却施設への搬入
- (2) 最終処分業者に委託して最終処分を行う場合 最終処分場への搬入
- (3) 自ら焼却処理を行う場合 自らが設置する焼却施設への搬入
- (4) 自ら最終処分を行う場合 自らが設置する最終処分場への搬入

## (課税の特例)

第5条 知事は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより、産業廃棄物税を課さない。

- (1) 循環型社会の形成に資するものとして規則で定める場合
- (2) 公益上その他の事由により課税が不適当なものとして規則で定める場合

## (課税標準)

第6条 産業廃棄物税の課税標準は、第4条各号の焼却施設又は最終処分場への搬入に係る産業廃棄物の重量とする。ただし、重量の計測が困難な場合においては、規則で定めるところにより換算して得られた重量を当該産業廃棄物の重量とする。

## (税率)

第7条 産業廃棄物税の税率は、第4条第2号及び第4号の最終処分場への搬入については1トンにつき1,000円、同条第1号及び第3号の焼却施設への搬入については1トンにつき800円とする。

## (徴収の方法)

第8条 産業廃棄物税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第4条第3号及び第4号の規定に該当する場合においては、申告納付の方法による。

## (特別徴収義務者)

第9条 特別徴収義務者は、第4条第1号の中間処理業者及び同条第2号の最終処分業者とする。

## (特別徴収義務者の登録)

第10条 前条の規定により特別徴収義務者となるべき者は、産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を開始しようとする日の5日前までに、規則で定めるところにより、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

- 2 知事は、前項の登録の申請をした者を特別徴収義務者として登録し、その者に対し、規則で定める産業廃棄物税特別徴収義務者証(以下「特別徴収義務者証」という。)を交付する。
- 3 特別徴収義務者証の交付を受けた者は、これを当該焼却施設又は最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 4 特別徴収義務者証は、これを他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 5 特別徴収義務者証の交付を受けた者は、登録事項に変更が生じた場合にあってはその旨を、特別徴収義務が消滅した場合にあっては特別徴収義務者証を添えてその旨を、それぞれその日から5日以内に知事に届け出なければならない。

(申告納入の手続等)

第11条 特別徴収義務者は、次の各号に掲げるそれぞれの期間ごとに徴収すべき産業廃棄物税について、課税標準たる重量、税額その他規則で定める事項を記載した納入申告書を当該各号に定める納期限までに知事に提出し、その申告した税額を納入しなければならない。ただし、徴収すべき産業廃棄物税額がない場合においては、その旨を納入申告書に記載して提出するものとする。

- (1) 1月1日から3月31日まで 4月末日
- (2) 4月1日から6月30日まで 7月末日
- (3) 7月1日から9月30日まで 10月末日
- (4) 10月1日から12月31日まで 翌年1月末日

(徴収猶予)

第12条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の焼却処理又は最終処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を前条の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき産業廃棄物税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予するものとする。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを規則で定めるところにより、徴しなければならない。

- 2 前項の申請は、徴収猶予を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、規則で定める申請書により行うものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の焼却処理又は最終処分に係る料金及び産業廃棄物税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した産業廃棄物税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているときその他その産業廃棄物税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

- 2 前項の申請は、還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証するに足りる書類を添付して、規則で定める申請書により行うものとする。
- 3 前条及び前2項に定めるもののほか、徴収猶予並びに徴収不能額等の還付及び納入義務の免除については、軽油引取税の例による。

(申告納付の手続等)

第14条 第8条ただし書の規定により産業廃棄物税を申告納付すべき者(以下「納税者」という。)は、次の各号に掲げるそれぞれの期間ごとに申告納付すべき産業廃棄物税について、課税標準たる重量、税額その他規則で定める事項を記載した納付申告書を当該各号に掲げる納期限までに知事に提出し、その申告した税額を納付しなければならない。ただし、申告納付すべき産業廃棄物税額がない場合においては、その旨を納付申告書に記載して提出するものとする。

- (1) 1月1日から3月31日まで 4月末日
- (2) 4月1日から6月30日まで 7月末日
- (3) 7月1日から9月30日まで 10月末日
- (4) 10月1日から12月31日まで 翌年1月末日

- 2 法第733条の14第2項の修正申告書は、規則で定める。

(産業廃棄物税の減免)

第15条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において産業廃棄物税の減免を必要とすると認める納税者に限り、知事が必要と認める額を限度として当該産業廃棄物税を減免することができる。

- 2 前項の規定により産業廃棄物税の減免を受けようとする者は、知事に対し規則で定める申請書を提出しなければならない。

(焼却施設又は最終処分場の設置等の届出)

第16条 焚却施設又は最終処分場を設置しようとする者(第9条の特別徴収義務者を除く。)は、産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を開始しようとする日の5日前までに、規則で定めるところにより知事に届け出なければなら

ない。焼却施設若しくは最終処分場を譲り受け、又は借り受けようとする者が産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を開始しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の届出をした者は、その届出事項に変更を生じた場合には、その日から5日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(納税管理人の申告等)

第17条 特別徴収義務者又は納税者(以下「特別徴収義務者等」という。)は、県内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合又は有しなくなった場合においては、納入又は納付に関する一切の事項を処理させるため、その必要が生じた日から10日以内に、課税地を所管する振興局の所管区域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを知事に申告し、又は県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることについて、規則で定めるところにより知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者等は、当該特別徴収義務者等に係る産業廃棄物税の徴収の確保に支障がないことについて、規則で定めるところにより知事の認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第18条 法第733条の8の条例で科する過料は、10万円以下とする。

(帳簿の保存等)

第19条 特別徴収義務者等は、帳簿を備え、焼却施設又は最終処分場への搬入に関する事項その他規則で定める事項をこれに記載し、納期限の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、同項の帳簿を電子計算機を使用して作成する場合等については、軽油引取税の例による。

(賦課徴収)

第20条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は長崎県税条例(昭和47年長崎県条例第7号)の定めるところによる。この場合において、同条例第2条第2項中「狩猟税」とあるのは「狩猟税及び産業廃棄物税」と、同条例第5条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び長崎県産業廃棄物税条例(平成16年長崎県条例第44号)」と、同条例第7条の3中「県税」とあるのは「県税(産業廃棄物税を含む。)」とする。

- 2 産業廃棄物税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の17第2項第9号、第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。

(税収の使途)

第21条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税に相当する額から同税の賦課徴収に要する費用を控除した額を、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成17年規則第4号で平成17年4月1日から施行)

- 2 第10条の規定による特別徴収義務者としての登録の手続及び第16条の規定による焼却施設又は最終処分場の設置等の届出は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の規定は、施行日以後に行われる産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場への搬入について適用する。

- 4 施行日前において現に焼却処理を行っている中間処理業者又は最終処分を行っている最終処分業者に係る第10条第1項の適用については、施行日に産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を開始する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を開始しようとする日の5日前まで」とあるのは、「施行日から10日以内」とする。

- 5 施行日前において現に焼却施設又は最終処分場を設置している者に係る第16条第1項の適用については、施行日に産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を開始する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「産業廃棄物の焼却処理又は最終処分を開始しようとする日の5日前まで」とあるのは、「施行日から10日以内」とする。

(検討)

- 6 知事は、長崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(平成26年長崎県条例第70号)の施行後5年を目途とした一定の期間ごとに、社会経済情勢の推移及び改正後の長崎県産業廃棄物税条例の施行状況を踏まえて産業廃棄物税の制度に関する検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則(平成17年条例第13号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則(平成21年条例第14号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 附 則(平成22年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成23年7月22日条例第32号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日(次項において「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条中第98条の改正部分及び第2条については、平成23年8月30日から施行する。

(過料に関する経過措置)

- 3 平成23年8月29日までに申告等期限が到来することにより不申告等となるものに対して科する過料については、なお従前の例による。

## 附 則(平成26年12月24日条例第70号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 附 則(平成30年3月30日条例第9号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 附 則(令和2年7月10日条例第46号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)